

## 確定申告に必要な物

関の口座番号（申告者ご本人の名義）が分かるもの

- ① 印鑑（朱肉を使用するもの）
- ② 給与、年金の源泉徴収票（原本）
- ③ 平成24年分の確定申告書

④ 営業・不動産・農業所得のある人は、収支内訳書を作成し、収入と支出内容が分かるようにしておいてください。

※ 租税公課の固定資産税額は、固定資産税課税明細書で確認してください。

⑤ 国民健康保険税の支払金額が分かるもの（平成24年中国民健康保険税納付額のお知らせ）など

⑥ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書

⑦ 雑損控除を受ける人は、損害により支出した領収書と損害にあった建物などの取得年月日、取得金額の分かるもの

⑧ 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書と補てん金の分かるもの

⑨ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳

⑩ 還付申告される人は、金融機

## 所得税の確定申告はe-Taxが便利

インターネットを家庭で利用している人は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から申告書をダウンロードし、作成すると便利です。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）による申告もできます。ただし、利用する場合は、事前に「電子証明付きの住民基本台帳カード」と市販されている「カードリーダー」が必要となります。

## 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金の収入金額が400万円以下でかつ、その年分の公的年金以外の所得金額が20万円以下の人は確定申告の提出は不要です。

ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。※ 所得税の確定申告が不要な人も、市県民税の申告は必要です。

## 掛川税務署から確定申告のご案内

平成24年分の所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告会場は、

JA掛川市茶業研修センターです。次に該当する場合も、申告会場はJA掛川市茶業研修センターです。

▼ 譲渡所得がある人

▼ 上場株式などの配当所得を申告分離課税を選択した人

▼ 青色申告の人

▼ 今初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人

期間 2月7日（木）～3月15日（金）

※ 土、日および祝日は除きます。

時間 9時～17時

申告書作成には時間がかかりますので、なるべく16時までにお越しください。

なお、期間中、掛川税務署では申告書の提出はできませんが、確定申告会場を設けていませんので、ご了承ください。

郵送による確定申告書送付先

〒436-18652（個別郵便）

便番号 所在地記載不要  
掛川税務署あて

## 「住宅借入金等特別控除」事前説明会のご案内

平成24年中に住宅ローンなどを利用してマイホームを新築または購入した人で、「住宅借入金等特別控除」を受ける人を対象に、確定申告書の作成を指導します。

期間 2月7日（木）～2月15日（金）（平日のみ）

時間 9時～17時（12時から13時までは、指導できません）

会場 JA掛川市茶業研修センター

持ち物 印鑑、平成24年分給与の源泉徴収票（給与所得者）、住民票の写し、家屋の登記事項証明書、工事請負契約書（写）、売買契約書（写）、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など

▼ 借入金で家屋とその家屋の敷地を併せて取得した人

① 敷地の登記事項証明書（原本）

② 敷地の売買契約書（写）

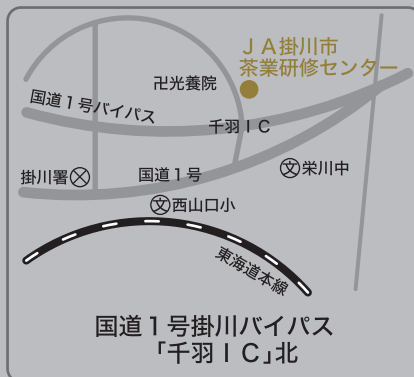
▼ 認定長期優良住宅を取得された人

① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書（写）

② 住宅用家屋証明書（写）または、認定長期優良住宅建築証明書

※ 事前に照会先へ連絡の上、持ち物などを確認してください。

## 会場案内図



## 照会

掛川税務署

☎ 0537-25141

※ 自動音声に従ってください。